

別紙

「学校における働き方改革推進プラン(仮称)」

中間のまとめ

平成29年11月

東京都教育委員会



## 1 学校における働き方改革の目的

---

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

- 学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められています。
- 一方、教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは子供たちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。
- そこで、都教育委員会は、「学校における働き方改革推進プラン（仮称）」を策定し、教員の長時間労働の改善に早急に取り組んでいくこととしました。

## 2 本プランの位置付け

---

- 学校における働き方改革を進めるためには、各学校がその実態に応じた取組ができるよう、サービス監督権者である教育委員会が、改善目標を含む実施計画を策定することが必要です。
- 本プランは、都立学校教員のサービス監督権者である都教育委員会の実施計画であるとともに、公立小・中学校教員のサービス監督権者である区市町村教育委員会による実施計画の策定を促し、その取組を促進することを目指すものです。
- 今後、都教育委員会は本プランにより、都立学校における働き方改革を着実に推進するとともに、区市町村教育委員会が実施計画を策定するための支援や、その取組に対し、必要に応じて助言等を行っていきます。

### 3 学校における働き方改革の目標

- 本年6月に都教育委員会が実施した東京都公立学校教員勤務実態調査では、週当たりの総在校時間が60時間を超える、いわゆる「過労死ライン」相当にある教員が多数存在していることが明らかとなりました。

東京都公立学校教員勤務実態調査（速報値）より

週当たりの総在校時間が60時間を超える教諭の割合

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
37.4%	68.2%	31.9%	43.5%

※ 教諭（主幹教諭・指導教諭・主任教諭を含む。）

※ 都内公立学校教員の週当たりの正規の勤務時間は、42時間30分（休憩時間含む。）

- このため都教育委員会は、学校における働き方改革に向け、当面の目標を以下のとおり設定することとします。

**週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする。**

- この目標を達成するためには、教員一人一人が、時間を意識した働き方を日々実践していく必要があります。そこで、以下のような取組方針を定め、各学校において教員の働き方改革を進めていきます。

- ① 平日は、1日当たりの在校時間を11時間以内とすること。
- ② 週休日である土曜日、日曜日については、連続して業務に従事することがないよう、どちらか一方は必ず休養できるようにすること。

- また、ライフ・ワーク・バランスのとれた働き方を実現するため、各学校の実情に応じて「19時一斉退校」や「ノー残業デー・ノー部活動デー」の設定などの取組についても、併せて進めていくことが重要です。

## 4 取組の方向性

- 我が国の教員は、他の国の教員と比べて広範な業務を担っていることが一つの特徴となっています。これらの業務の中には、必ずしも教員が担う必要がない業務なども含まれています。
- 教員の長時間労働を改善するためには、教員の仕事実態を把握し、役割分担の在り方や業務の進め方など、様々な観点からの見直しを進める必要があります。
- また、限られた時間の中で最大限の効果を上げるという働き方に向け、管理職や教員の意識を変えていくことも重要です。
- そこで、本プランでは取組の方向性として以下の5点を柱とし、これらを組み合わせることで総合的な対策を講じていくこととします。取組の具体的な方向性と取組の例は以下のとおりです。

- (1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進
- (2) 教員業務の見直しと業務改善の推進
- (3) 教員を支える人員体制の確保
- (4) 部活動の負担を軽減
- (5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

### (1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

校長、副校長、教員一人一人が勤務時間を意識した働き方を実践できるよう、教員の在校時間を適切に把握するとともに、働き方の見直しに向けた意識改革を推進します。

#### 【検討例】

- 都立学校においては、10月から開始したカードシステムによる在校時間の記録を活用して、教員一人一人が長時間労働を減らす運動を校内全体で実施
- 時間を意識した仕事を行うことができる環境を整備するため、都立学校での取組を参考に、小・中学校においてもICカード等で在校時間を把握することを促進
- 定時退校日や夏季の連続した学校閉校日等の設定を促進
- 夜間等における留守番電話やメール等による保護者からの連絡方法の確保
- タイムマネジメントの視点に立った研修の充実

## (2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

教員の専門性の発揮が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについては役割分担を見直すなど、学校や教員の業務の軽減を図ります。また、学校における業務改善についても併せて進めていきます。

### 【検討例】

- 学校給食費や学校徴収金の徴収・管理について、事務の統一化等による効率化を推進するとともに、学校事務職員等の活用を検討（小・中学校）
- 教員が担うべき成績処理等の学校業務について、校務のシステムを見直すことによる効率化を推進（小・中学校）
- 校内における安全かつ効率的な情報連携システムの構築により、教員業務の更なる効率化と教育の質の向上に向けた調査研究（都立高校）
- 学校への調査や依頼等の実態把握と、その精選や縮減に向けた取組を推進
- 都教育委員会が作成する印刷物について電子媒体による配布を推進
- WEBの活用など、教員が時間を有効活用できる研修の実現
- 教員が在宅により職務に従事できる仕組みの導入

## (3) 教員を支える人員体制の確保

教員の増員や学校事務職員との役割分担の見直しとともに、専門スタッフや外部人材等の活用により、学校の組織運営や指導体制を強化します。

### 【検討例】

- 学校事務職員の職務内容の明確化と校務運営参画の促進（小・中学校）
- 校務運営や授業準備を支援する人材の配置など、副校長や教員が本来の業務に注力できる環境を整備（小・中学校）
- 小学校における専科指導に必要な教員の配置など、新学習指導要領や新たな教育課題に対応した体制を段階的に整備
- 役職に応じた職務や役割分担の明確化及び校務分掌の在り方の見直し
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置促進及び福祉等の関係機関との連携強化
- 学校支援ボランティアによる教育支援活動の充実

#### （４）部活動の負担を軽減

学校における他の教育活動とのバランス等の観点から部活動の在り方を見直し、その適正化を図るとともに、顧問業務に従事する教員の負担軽減を図ります。

##### 【検討例】

- 練習時間や休養日の設定、適切な指導体制の在り方等について、国における検討も踏まえた、都教育委員会としてのガイドラインを作成
- 教員に代わって指導ができる「部活動指導員」の配置（都立学校）及び区市町村立学校における導入促進（小・中学校）
- 地域人材を活用した部活動指導等の推進

#### （５）ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、教員が仕事と家庭の両立できるよう支援を行います。

##### 【検討例】

- ライフ・ワーク・バランスの推進策について学校経営計画の中で位置付け、自己申告等を通じて効率的な仕事の進め方に向けた職場風土を醸成（都立学校）
- 育児休業を取得している教員についても昇任選考が受験可能となる方向で、制度の改正を検討
- 現在、都庁や都立学校で実施している「イクボス宣言」について、小・中学校においても実施を促進
- 子供の急な病気に対応する病児保育に特化したベビーシッターや家事代行付きのベビーシッターの利用に関する支援の実施
- 複数の公立学校の教職員が利用するモデルケースとして、保育施設の整備を検討

## 5 保護者・地域社会の理解促進

- 学校における働き方改革を進めることは、教員の長時間労働を改善し、ひいては学校教育の質の向上につながるということについて、保護者や地域社会の方々にも理解していただく必要があります。
- このため都教育委員会は、学校における働き方改革の取組を、保護者や地域社会のみならず、広く都民に広報し、理解を促進するための啓発活動を進めます。
- また、学校外活動である地域活動やPTA活動への教員参加の在り方についても議論・検討を行っていきます。

## 6 今後の予定

---

H29.11.9  
中間のまとめ公表

H29.11.9~12.7  
パブリックコメント

H30.2  
計画の策定・公表



## 【参考】都における教員の勤務実態

※ 東京都公立学校教員勤務実態調査の集計について（速報値）より一部抜粋

### 1 教員の1日当たりの在校時間

#### 【平日1日当たりの在校時間】

- 本プランの策定に当たり、都教育委員会が都内公立学校教員の勤務実態について調査したところ、教諭（主幹教諭、指導教諭、主任教諭を含む。）平日1日当たりの在校時間は、中学校（11時間32分）が最も長く、小学校（11時間27分）、特別支援学校（10時間36分）、高等学校（9時間58分）の順となっています。
- また、副校長の平日1日当たりの在校時間は、小学校（12時間55分）、中学校（12時間09分）、高等学校（12時間26分）、特別支援学校（12時間46分）となっており、いずれの校種においても12時間を超えている状況にあります。

#### ■教員の1日当たりの在校時間《平日》

平日	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
校長	10時間56分	10時間53分	10時間18分	10時間10分
副校長	12時間55分	12時間09分	12時間26分	12時間46分
教諭	11時間27分	11時間32分	9時間58分	10時間36分
養護教諭	9時間37分	10時間21分	9時間16分	10時間07分

- なお、上記については、年次有給休暇等を取得している者も含まれており、休憩時間を含む1日の正規の勤務時間を超えて在校した教諭だけを抽出すると、それぞれ小学校（11時間44分）、中学校（11時間50分）、高等学校（10時間51分）、特別支援学校（11時間12分）となっています。

#### 【土曜日・日曜日の在校時間】

- 土日の在校時間については、教諭では土日ともに中学校、高等学校の順に長くなっており、部活動指導や授業準備等が主な要因となっています。
- いずれの校種においても、校長及び副校長が土日に在校している状況が見られ、校務の処理や地域行事への参加等が主な要因となっています。

#### ■教員の1日当たりの在校時間《土日》

土曜日	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
校長	2時間44分	4時間21分	3時間15分	3時間46分
副校長	4時間04分	5時間53分	3時間48分	4時間58分
教諭	1時間55分	5時間51分	3時間14分	2時間07分
養護教諭	1時間18分	3時間54分	0時間37分	2時間25分
日曜日	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
校長	0時間35分	1時間11分	0時間00分	0時間31分
副校長	1時間37分	0時間46分	0時間38分	1時間12分
教諭	1時間06分	2時間31分	1時間31分	0時間15分
養護教諭	0時間03分	0時間40分	0時間00分	0時間39分

- なお、上記の在校時間は、今回調査した全教員の平均値であり、出校しなかった者や、正規の勤務時間を割り振られている者を含んでいます。
- 例えば教諭の場合において、週休日（勤務を要しない日）に出校した者の割合と在校時間の平均値は次のとおりとなっています。

教諭	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	土曜日	日曜日	土曜日	日曜日	土曜日	日曜日	土曜日	日曜日
週休日出校した者の割合	19.49%	18.53%	47.93%	28.26%	20.85%	12.12%	17.56%	5.76%
上記における在校時間の平均値	5時間59分	5時間35分	7時間37分	7時間47分	7時間05分	7時間06分	6時間24分	3時間38分

## 2 教員の週当たりの在校時間

### 【週当たりの在校時間】

- 1週間当たりの総在校時間の平均は、教諭の場合において中学校（64 時間 35 分）が最も長く、次いで小学校（58 時間 33 分）、特別支援学校（54 時間 22 分）、高等学校（53 時間 06 分）の順となっています。

### ■教員の1週間当たりの在校時間

1週間	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
校長	55時間59分	58時間42分	53時間15分	54時間08分
副校長	68時間33分	65時間54分	65時間06分	68時間59分
教諭	58時間33分	64時間35分	53時間06分	54時間22分
養護教諭	47時間45分	54時間50分	45時間29分	52時間41分

- これを在校時間の分布で見た場合、いわゆる「過労死ライン」相当といわれる週60時間を超えて在校している教諭の割合は、小学校で37.4%、中学校で68.2%、高等学校で31.9%、特別支援学校で43.5%となっています。